

## 令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

## 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、法人格否認の法理は濫用事例にのみ適用されうる。
2. 子会社を持つ親会社は、常に当該子会社のすべての議決権を保有していなければならない。
3. 会社の代理商は、会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人であるものをいう。
4. 事業を譲り受けた会社（「譲受会社」という）が事業を譲渡した会社（「譲渡会社」という）の商号を引き続き使用する場合には、免責登記又は免責通知をしない限り、その譲受会社も譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。
5. 持分会社には、特例有限会社も含まれる。

第2問 株式又は株主等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定される。
2. 株式会社は、発行する株式を引き受ける者の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、募集事項等を通知しなければならない。
3. 公開会社において支配株主の異動をもたらす募集株式の特定引受人への割当てについては、一定の場合、原則として株主総会の決議による承認を受けなければならない。
4. 株式会社は、発行する新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができる。
5. 最高裁判所の判例によれば、仮装払込みであっても、株式の払込みとしての効力は有効である。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 定時株主総会は、時期を問わず、必要がある場合にいつでも招集することができる。
2. 取締役は、株主総会の議決権行使につき書面投票によりうる旨を定めた場合、株主総会の招集通知に際して、株主に株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。
3. 取締役会設置会社において株主が株主総会の議題を提案する権利は、単独株主権である。
4. 株式会社の債権者が、株主総会の議事録を閲覧するには、裁判所の許可を要する。
5. 株主総会の決議取消しの訴えに係る請求を認容する判決は、第三者に対しては効力を有しない。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 大会社においては、会計監査人を設置しなければならない。
2. 取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。
3. 公開会社でない株式会社は、会計参与を置かなければならない。
4. 監査等委員会設置会社は、取締役会を置かなければならない。
5. 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除き、公開会社における取締役会設置会社は、原則として監査役を置かなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議の遵守義務を負う。
2. 指名委員会等設置会社の取締役は、当該会社の使用人を兼ねることができる。
3. 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることはできない。
4. 最高裁判所の判例によれば、取締役と会社との間の利益相反取引のうち、会社の承認を得ない間接取引の効果については、絶対的無効説がとられている。
5. 公開会社でない株式会社（非公開会社）においても株主が役員解任の訴えを提起するためには、6か月前から引き続き当該株式会社の株式を有していなければならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社である公開会社でない株式会社（非公開会社）における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効である。
2. 代表取締役の氏名及び住所は、登記事項である。
3. 定款又は取締役会で定められた招集権者以外の取締役は、取締役会の招集を請求できる。
4. 一定の要件を満たすことで、原則として取締役等による取締役会への報告は省略できる。
5. 株主が、取締役会の議事録を閲覧又は謄写を請求することは常に認められていない。

第7問 監査役又は会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 監査役は、会計監査人が職務上の義務に違反したときは、その会計監査人を解任することができる。
2. 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、取締役会の決議によって定める。
3. 監査役は、取締役に対する違法行為の差止請求権を有していない。
4. 監査役会設置会社においては、監査役は3人以上で、そのうちの3分の2以上は社外監査役でなければならない。
5. 会計監査人は、常にすべての株主総会に出席して意見を述べなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
2. 連結計算書類は、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。
3. 剰余金の配当に関する事項の決定の規定は、株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には適用されない。
4. 会計監査人設置会社は、法定の要件を満たす場合、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる。
5. 社債発行会社は、社債権者集会を毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。
2. 持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができる。
3. 持分会社の無限責任社員には、いかなる場合であっても善管注意義務が課されている。
4. 合同会社が資本金の額を減少する場合でも、当該合同会社の債権者は当該合同会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることはできない。
5. 持分会社の社員が重要な義務を尽くさない場合でも、除名を請求することはできない。

第10問 会社の組織再編である株式移転について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 1又は2以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において法定の事項を定めなければならない。
2. 株式移転によれば、合併の場合と同様に、必ず消滅する会社が生じることになる。
3. 株式移転においては、株式交換とは異なり、新たに株式会社が設立される。
4. 株式移転の手続においては、原則として株式移転完全子会社の反対株主に株式買取請求権が認められている。
5. 株式移転を行うことができる会社は、株式会社に限定されている。

第 11 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

全部取得条項付種類株式を発行した種類株式発行会社は、( ) によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。

1. 取締役会の決議
2. 代表取締役又は代表執行役の決定
3. 取締役の決定
4. 株主総会の決議
5. 社債権者集会の決議

第 12 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

( ) においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

1. 大会社
2. 公開会社
3. 会計参与設置会社
4. 取締役会設置会社
5. 会計監査人設置会社

第 13 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

指名委員会等設置会社の監査委員会は、( ) の職務の執行の監査及び監査報告の作成等の職務を行う。

1. 重要な使用人
2. 監査役
3. 代表取締役
4. 監査等委員である取締役
5. 執行役等

第 14 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

子会社は、( ) その有する親会社株式を処分しなければならない。

1. 直ちに
2. 相当の時期に
3. 遅滞なく
4. 速やかに
5. 適時に

第 15 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

発起設立の場合、株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、設立時取締役等による調査が終了した日か、発起人が定めた日のいずれか遅い日から（ ）以内にしなければならない。

1. 10 日
2. 1 週間
3. 2 週間
4. 20 日
5. 1 か月

以 上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問について、それぞれ内容が正しい場合は 1 を、誤っている場合は 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問 1 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

問 2 裁判所の管轄は、判決の言渡しの時を標準として定める。

問 3 法人でない財団で管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

問 4 裁判所は、口頭弁論終結後であっても、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

問 5 送達に関する事務は、受命裁判官が取り扱う。

問 6 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

問 7 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をしなければならない。

問 8 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。

問 9 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしないときであっても、裁判所は、その尋問をしなければならない。

問 10 控訴は、判決書の送達を受けた日から 10 日間の不変期間内に提起しなければならない。

問 11～20 [配点：各 3 点]

以下の問いについて、選択肢 1～4 のうちから 1 つを選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に基づいて解答しなさい。

問 11 夫婦の同居を命じる審判に関する次の 1 から 4 までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 夫婦の同居を命じる審判の手続は、非公開である。
- 2 夫婦の同居を命じる審判の手続においては、職権探知主義により審理が行われる。
- 3 同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める夫婦の同居を命じる審判の確定後は、もはや訴えにより同居義務自体の不存在の確認を求めることはできない。
- 4 夫婦の同居を命じる審判は、同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定めるものとして、本質的に非訟事件の裁判である。

問 12 法人でない社団を当事者とする場合について述べた次の 1 から 4 までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 預託金会員制のゴルフ場の会員によって組織され、会員相互の親睦等を目的とする団体は、その財産的側面につき、固定資産ないし基本的財産を有していなくても、団体として、内部的に運営され、対外的に活動するのに必要な収入を得る仕組みが確保され、かつ、その収支を管理する体制が備わっている場合、他の諸事情と併せ、総合的に観察して当事者能力が認められる場合がある。
- 2 ある会社に対して債権を有する三者が、それぞれの有する債権を出資し当該会社の経営を管理してその営業の再建整備を図ると共に、協力して三者それぞれの有する債権を保全回収するため、民法上の任意組合として結成し、代表者を定めたものは、当事者能力を有する。
- 3 権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有しない。
- 4 一定の村落住民が入会団体を形成し、それが権利能力のない社団に当たる場合には、当該入会団体は、構成員全員の総有に属する不動産につき、これを争う者を被告とする総有権確認請求訴訟の原告適格を有する。

問 13 訴えの利益に関する次の 1 から 4 までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 債権的請求権に基づく給付の訴えについては、その債権に対して仮差押えの執行がされた場合であっても、訴えの利益が認められる。
- 2 給付の訴えについては、その給付に係る請求権について強制執行をしない旨の合意がある場合であっても、訴えの利益が認められる。

- 3 共同相続人間において、ある財産が被相続人の遺産かどうかに関し争いがある場合、当該財産が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、訴えの利益が認められない。
- 4 所有権確認の訴えについては、その所有権に基づく物権的請求権による給付の訴えを提起することができる場合であっても、即時確定の利益があると認められる限り、訴えの利益が認められる。

問 14 送達に関する次の 1 から 4 までの各記述のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 訴訟代理人がない場合には、当事者は、送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出ることを要しない。
- 2 不適法なことが明らかな訴えであって、当事者のその後の訴訟活動により適法とすることが全く期待することができないものを、口頭弁論を経ずに判決で却下する場合であっても、被告に対し訴状を送達することを要する。
- 3 書類の受領について相当のわきまえのある同居者が受送達者宛ての訴訟関係書類の交付を受けた場合において、当該同居者と受送達者との間に、その訴訟に関して事実上の利害関係の対立があるときは、受送達者に対する送達の効力が生じない。
- 4 訴状及び第 1 回口頭弁論期日の呼出状の公示送達がされた場合には、被告が口頭弁論の期日に出頭せず訴状に記載された請求原因事実を争うことを明らかにしないときであっても、被告がその事実を自白したものとみなされない。

問 15 当事者が訴訟外でした合意に関する次の 1 から 4 までの各記述のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 訴訟の管轄をある地方裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合であっても、訴えが他の地方裁判所に提起され、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をしたときは、その地方裁判所は、管轄権を有する。
- 2 紛争を特定しないで一切起訴しない旨の合意は、有効である。
- 3 原告と被告との間で訴えの取下げの合意が成立したときは、訴訟は、直ちに終了する。
- 4 当事者双方が、第一審の終局判決の後、共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、その合意は、無効である。

問 16 処分権主義に関する次の 1 から 4 までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 不法行為による人身に係る損害賠償請求権に基づき、慰謝料 110 万円及び休業損害 310 万円の支払を求める請求に対し、裁判所は、慰謝料 140 万円及び休業損害 220 万円の支払を命ずる判決をすることができる。
- 2 原告の被告に対する損害賠償債務のうち 100 万円を超える部分の不存在確認請求に対し、裁判所は、その損害賠償債務のうち 50 万円を超える部分が不存在であることを確認するとの判決をすることができる。

- 3 相続財産に属する債務の債権者が相続人に対してその債務の弁済を求める訴訟において、相続人が主張する限定承認の事実を認めることができる場合には、裁判所は、相続によって得た財産の限度で当該債務の弁済を命ずる判決をすることができる。
- 4 建物所有目的の土地賃貸借契約の終了に基づき、建物収去土地明渡しを求める請求に対し、被告が建物買取請求権を行使した場合には、裁判所は、建物を引き渡して土地を明け渡すことを命ずる判決をすることができる。

問 17 判決等の効力に関する次の 1 から 4 までの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 XのYに対する所有権に基づく特定物の引渡請求訴訟において、Xに所有権があると認定して、Xの請求を認容する判決が確定した後、YがXに対して同一物の所有権確認の訴えを提起した。この場合、Yの後訴請求に前訴判決の既判力が及び、後訴請求は退けられる。
- 2 XのYに対する1000万円の貸金返還請求訴訟において、Yが限定承認の抗弁を主張し、相続財産の限度で支払えとの判決が確定した後、XがYに相続財産の一部の隠匿があったとして、改めて責任限定のない判決を求めて、同一の訴えを提起した。この場合、Xの後訴請求には前訴判決の効力は及ばない。
- 3 約束手形の所持人Xが、手形の振出人であるY会社に対し、振出日欄白地のまま手形金を請求する訴えを提起し、請求棄却の判決が確定した後、Xが白地部分を補充して、再度Yに対し手形金を請求する訴えを提起した。この場合、Xの後訴請求は、既判力によって妨げられることはない。
- 4 XがY会社に対して有する金銭債権についてその支払を命ずる判決が確定した後、当該債務の支払を免れるためZ会社が設立された。これが法人格濫用に当たる場合、法人格否認の法理により、Y会社の有する債務をZ会社が履行する義務を負うとしても、Y会社の受けた判決の既判力がZ会社に及ぶことはない。

問 18 相殺に関する次の 1 から 4 までの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 BのAに対する貸金債権の支払を求める訴訟の係属中に、AのBに対する売買代金の支払を求める別訴が提起された場合、当該別訴において、Bが同一の貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張することは許されない。
- 2 AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において、BがAに対する貸金債権の一部をもって相殺する旨の抗弁を主張したところ、自働債権の成立が認められず、請求を認容する判決が確定した。その後、Bが同一の貸金債権のうち相殺をもって対抗した額を超える部分について訴えを提起して、その支払を請求することは、前訴判決の既判力により妨げられる。

- 3 AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において敗訴判決を受けたBが、請求異議訴訟において、Aに対する貸金債権による相殺を主張したところ、自働債権の存在が認められず、請求を棄却する判決が確定した。その後、Bが同一の貸金債権について訴えの提起をして、その支払を請求することは、請求異議訴訟における判決の既判力により妨げられない。
- 4 AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において、BがAに対する貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張している場合、AがBに対する請負代金債権をもって当該貸金債権と訴訟上相殺する旨の再抗弁を主張することは許される。

問 19 共同訴訟に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1 債権者が、主たる債務者と連帯保証人の両者を共同被告として、主たる債務と保証債務の履行を求める訴訟においては、主たる債務者による、主たる債務の存否に関する主張は連帯保証人に影響を及ぼさない。
- 2 土地の工作物の占有者及び所有者を共同被告とする、その工作物の瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟において、原告の申出があれば、その弁論及び裁判は分離することができなくなる。
- 3 土地所有権に基づく建物収去土地明渡しを請求する訴訟の係属中、建物所有者である被告が死亡した場合、訴訟代理人がいない限り訴訟手続は中断するが、その後、共同相続人の一部の者が訴訟手続を受継したとき、受継した者との間だけで審理、判決することは許されない。
- 4 共同相続人が、他の共同相続人のうちの一人のみを被告とし、遺産分割の前提として、被告が被相続人の遺言書を隠匿又は破棄した行為が相続欠格事由に当たることを理由に、相続人の地位を有しないことの確認を求める訴えは不適法である。

問 20 民事訴訟の控訴審に関する次の1から4までの記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 控訴裁判所は、第一審で提出された資料と控訴審で提出された資料を基礎として、不服申立ての限度で独自に事実認定を行い、審理の結果と第一審判決とを比較する形で、不服の当否を審理する。
- 2 第一審判決が同一当事者間の数個の請求についてされた1個の判決である場合、その中のひとつの請求についてだけ控訴の申立てがあっても、全請求について確定遮断及び移審の効力が生じる。
- 3 攻撃防御方法の提出が時機に後れたかどうかは、第一審及び控訴審を通じて判断されるため、控訴審の第1回期日に提出されても、時機に後れたものとして却下されることがある。

4 主位的請求を認容した判決に対して控訴がされ、控訴裁判所が主位的請求に理由がないと判断した場合に、予備的請求について判断をすることは、相手方の同意がない限り、許されない。

以 上

## 【刑事訴訟法】

### 第1問

捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。
- イ 親告罪の告訴期間の起算点である「犯人を知った」とは、告訴権者において犯人の住所氏名などの詳細を知ることを用いる。
- ウ 告訴は、検察官又は司法警察員に書面で行わなければならない。
- エ 検視においては、死因の確認のために必要があるときは、死体を解剖することができる。
- オ 司法警察員は、自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

1 1個    2 2個    3 3個    4 4個    5 5個

### 第2問

次のアからオまでの各記述のうち、検察官と司法警察員のいずれもが行使できる権限は幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

- ア 逮捕状により被疑者を逮捕すること
- イ 緊急逮捕後に逮捕状を請求すること
- ウ 被疑者の勾留を請求すること
- エ 搜索差押許可状を請求すること
- オ 搜索差押許可状により搜索すること

1 1個    2 2個    3 3個    4 4個    5 5個

### 第3問

私人による現行犯逮捕に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 私人は、急速を要する場合に限り、現行犯人を逮捕することができる。
- 2 私人が現行犯逮捕する場合には、その私人が犯行を現認していることが必要である。
- 3 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに搜索差押えをすることができる。
- 4 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受けた場合、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。
- 5 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受け、留置の必要があると思料する場合、その者が逮捕された時から48時間以内に検察官に送致する手続をしなければならない。

#### 第4問

被疑者の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

ア 裁判官は、勾留の請求を受けて被疑者に被疑事件を告げる際、被疑者が既に弁護人を選任している場合でも、弁護人選任権を告げる必要がある。

イ 30万円以下の罰金に当たる刑法の罪に係る事件については、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であっても、被疑者の住居が不定でなければ被疑者を勾留することはできない。

ウ 検察官から勾留の請求があった翌日に裁判官が被疑者を勾留する旨の裁判をした場合でも、その勾留期間は、検察官が勾留の請求をした日から起算する。

エ 勾留されている被疑者について、裁判官が接見禁止の裁判をした場合、被疑者の弁護人であっても、被疑者と接見することはできない。

オ 勾留されている被疑者に対する接見禁止の裁判は、裁判官が職権ですることはできない。

- 1 アウ    2 アオ    3 イウ    4 イエ    5 エオ

#### 第5問

逮捕に伴う令状によらない搜索差押えに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 被疑者を逮捕状により逮捕する場合には、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすることはできない。

イ 逮捕に着手する前には、証拠物について逮捕に伴う令状によらない搜索差押えを行うことは許されない。

ウ 警察官は、現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、人の住居に入り被疑者の搜索をすることができる。

エ 逮捕現場付近で逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすると被疑者の抵抗による混乱等が生じるとの事情があるときであっても、被疑者を搜索の実施に適する最寄りの場所に連行した上で逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすることは許されない。

オ 被疑者を緊急逮捕し、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをしたが、逮捕状が発付されなかった場合、差押物は直ちにこれを還付しなければならない。

- 1 アイ    2 アエ    3 イウ    4 ウオ    5 エオ

#### 第6問

鑑定に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

ア 鑑定人には、鑑定をする前に、宣誓をさせなければならない。

- イ 裁判所は、選任した鑑定人に鑑定を命ずるに先立ってその尋問を行うが、鑑定人が召喚に応じないときは、勾引することができる。
- ウ 裁判所は、被告人の心神に関する鑑定をさせるについては、必要があるときは、期間を定め、被告人を病院に留置することができる。
- エ 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けることなく、身体を検査を行うことができる。
- オ 裁判所は、鑑定人に対し鑑定の経過及び結果を報告させるには、必ず鑑定書によって報告させなければならない。

1 アウ    2 アエ    3 イウ    4 イオ    5 エオ

#### 第7問

取調べに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- 1 逮捕又は勾留されていない被疑者は、検察事務官又は司法警察職員から出頭を求められた場合、これを拒むことができるが、検察官から出頭を求められた場合、これを拒むことはできない。
- 2 検察官又は検察事務官は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件について逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べるときは、例外なく、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。
- 3 検察官は、被疑者以外の者が取調べに対して出頭を拒否した場合、その者が犯罪の捜査にどの程度関連した知識を有しているかにかかわらず、第1回の公判期日前であれば、その者の証人尋問を裁判官に請求することができる。
- 4 司法警察職員は、被疑者の供述録取書につき、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならず、被疑者が調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。
- 5 司法警察職員は、日本語に通じない被疑者を通訳を介して取り調べる場合、その供述録取書は被疑者の母国語で作成しなければならない。

#### 第8問

接見交通権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 接見交通権は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を確保する目的で刑事訴訟法上設けられたものであり、憲法の保障に由来するものとはいえない。

イ 刑事訴訟法第39条第3項の「捜査のため必要があるとき」とは、接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られるところ、捜査機関が弁護人から身体の拘束を受けている被疑者との接見の申出を受けた時に、現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち合わせている場合、また、間近い時に取調べ等をする確実な予定があつて、弁護人の申出に沿った接見を認めたのでは、取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たる。

ウ 弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要であるので、捜査機関は、現に被疑者を取調べ中であつて、弁護人の申出に沿った即時の接見を認めると捜査に顕著な支障が生じる場合であつても、直ちに取調べを中断して、接見させなければならない。

エ 勾留されている被告人が同時に余罪の被疑者として勾留されている場合、検察官は、その余罪である被疑事件の捜査のため必要があるときであつても、被告事件についての防御権の不当な制限にわたるから、被告事件の弁護人と被告人との接見に関し、その日時等を指定することはできない。

オ 捜査機関が被疑者と弁護人との接見の日時等を指定する場合、その方法は捜査機関の合理的裁量にゆだねられるが、弁護人に対する書面（いわゆる接見指定書）の交付による方法は許されない。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

## 第9問

起訴状一本主義に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1 起訴状一本主義に違反した公訴提起の手續は無効であり、裁判所は、判決で免訴の言渡をしなければならない。
- 2 公訴事実中の被告人の前科の記載は、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれがあるから、前科を誇示してした恐喝などのように前科が犯罪の実行行為の一部となっている場合であつても、公訴事実中に前科を記載することは許されない。
- 3 起訴状には裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が勾留されている被疑者について公訴を提起する際に、裁判所に起訴状を提出すると同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。
- 4 公判審理を担当する裁判所は、証拠開示に関する裁定のためであつても、第1回公判期日前には証拠の提示を求めることはできない。
- 5 即決裁判手續においても、刑事訴訟法第256条第6項は適用される。

## 第10問

次の【記述】は、訴因変更の要否に関する最高裁判所の決定からの引用である。【記述】中の〈 ① 〉から〈 ④ 〉までに語句を入れた場合、【記述】の内容が適切となる語句の組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

### 【記述】

殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものといえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすとしても、〈 ① 〉という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、〈 ② 〉にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、〈 ③ 〉などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、〈 ④ 〉と認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではないと解すべきである。

- 1 ①審判対象の画定 ②被告人の防御 ③争点の明確化  
④他の犯罪事実との識別が可能である
- 2 ①審判対象の画定 ②被告人の防御 ③争点の明確化  
④被告人に不意打ちを与えるものではない
- 3 ①審判対象の画定 ②被告人の防御 ③他の犯罪事実との識別  
④他の犯罪事実との識別が可能である
- 4 ①被告人の防御 ②審判対象の画定 ③争点の明確化  
④被告人に不意打ちを与えるものではない
- 5 ①被告人の防御 ②審判対象の確定 ③他の犯罪事実との識別  
④他の犯罪事実との識別が可能である

## 第11問

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 裁判所は、被告人に弁護人がなければ、公判前整理手続を行うことができない。
- イ 被告人は、公判前整理手続期日への出頭が義務付けられている。
- ウ 裁判所は、裁判員裁判の対象事件ではない事件についても、必要があると認めるときは、公判前整理手続に付することができる。
- エ 裁判所は、公判前整理手続において、証拠調べをする決定をすることができる。

オ 被告人又は弁護人は、公判前整理手続において取調べを請求した証拠について、検察官に対し開示する必要はない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

## 第12問

次の【記述】は、前科証拠の証拠能力に関する最高裁判所の判例を要約したものである。【記述】中の〈①〉から〈④〉までに語句を入れた場合、【記述】の内容が適切となる語句の組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

### 【記述】

前科も一つの事実であり、前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値(〈①〉)を有している。反面、前科、特に同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生ずるなど、その取調べに付随して〈②〉おそれもある。したがって、前科証拠は、単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば、〈①〉があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決められるものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許されると解するべきである。本件のように、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合についていうならば、前科に係る犯罪事実が〈③〉を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と〈④〉ことから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できるものというべきである。

- |   |         |             |
|---|---------|-------------|
| 1 | ①自然的関連性 | ②不当な不意打ちになる |
|   | ③顕著な特徴  | ④相当程度類似する   |
| 2 | ①自然的関連性 | ②争点が拡散する    |
|   | ③顕著な特徴  | ④相当程度類似する   |
| 3 | ①自然的関連性 | ②争点が拡散する    |
|   | ③相当の重大性 | ④動機において共通する |
| 4 | ①法律的関連性 | ②不当な不意打ちになる |
|   | ③顕著な特徴  | ④動機において共通する |
| 5 | ①法律的関連性 | ②争点が拡散する    |
|   | ③相当の重大性 | ④相当程度類似する   |

第13問

次の【見解】を前提とした場合、後記アからオまでの【記述】のうち、厳格な証明を要する事実として誤っているものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調べを経た証拠による証明（厳格な証明）を要する。

【記述】

- ア 共謀共同正犯における共謀の事実
  - イ 強盗事件において、被告人が争っていない暴行事実
  - ウ 背任事件において、被告人に図利目的があった事実
  - エ 勾留の要件の1つである被告人が定まった住居を有しない事実
  - オ 累犯加重となる前科
- 1 1個    2 2個    3 3個    4 4個    5 5個

第14問

刑事訴訟法第321条第1項の書面に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 刑事訴訟法第321条第1項の「その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」とは、供述不能の制限的な事由であるから、証人が公判期日に証言拒絶権を行使して証言を拒んだときがこれに該当することはない。
  - イ 被告人には黙秘権の保障があり、かつ、宣誓及び偽証罪の制裁を欠くのであるから、乙を被告人とする贈賄被告事件の公判調書中、被告人としての乙の供述を録取した部分は、甲を被告人とする収賄被告事件において、刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」には該当しない。
  - ウ 刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」は、当該事件に関して作成されたものに限られず、他の事件の公判廷における証人の供述を録取したものも含まれる。
  - エ 裁判所が証人尋問の決定をした外国人について、証人尋問の実施前に退去強制が行われた場合、その者の検察官に対する供述調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号前段に基づいて証拠とすることは、許容されないことがある。
  - オ 公判廷に証人として出廷した者が、捜査段階で検察官に対して供述した内容と相反する供述をしたとき、その者の検察官の面前における供述を録取した書面については、その検察官の面前における供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときでなければ、証拠能力は認められない。
- 1 アイ    2 アオ    3 イウ    4 ウエ    5 エオ

第15問

次のアからオまでの各事項のうち、その可否が、刑事訴訟法の規定上、法定刑の軽重により異なるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

ア 緊急逮捕

イ 勾留理由開示の請求

ウ 勾留の執行停止

エ 必要的保釈（権利保釈）

オ 検察官による起訴猶予

1 アイ    2 アエ    3 イウ    4 ウオ    5 エオ

以 上